割賦販売法の改正に伴う営業保証金取戻し公告

割賦販売法の一部を改正する法律附則第五条第三項の規定による営業保証金の取戻し等に関する省令第一条の規定により次のとおり公告します。

一、名称及び代表者の氏名並びに主たる営業所の名称及び所在地

名称　株式会社アプラス

代表者の氏名　代表取締役　嶋田　貴之

主たる営業所の名称及び所在地　東京本部

東京都中央区日本橋室町二丁目四番三号

二、登録の年月日

登録の年月日　平成二十二年三月八日

三、営業保証金の額

営業保証金の額　金八十五万円

四、割賦販売法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十九号。以下「改正法」という。）の施行前に、前号の営業保証金につき改正法による改正前の割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号。以下「旧法」という。）第三十五条の三において準用する旧法第二十一条第一項の権利を有していた者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書三通を関東経済産業局長に提出してください。

五、前号の申出書の提出がないときは、第三号の営業保証金は取戻されます。

令和七年七月二十五日

大阪市浪速区湊町一丁目二番三号

株式会社アプラス

代表取締役　嶋田　貴之

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和７年７月25日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①有限会社青興社　②東京都知事(5)79151　③小川修　④東京都新宿区西新宿３－５－３　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都新宿区西新宿３－５－３　有限会社青興社　取締役　小川修

①株式会社ネオプラン　②東京都知事(8)60476　③代表取締役　安部辰志　④東京都千代田区西神田一丁目３番15号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都千代田区西神田一丁目２番10号　大原出版株式会社　代表取締役　中川和久

①有限会社カノウ　②東京都知事(4)84780　③代表取締役　加納敏男　④東京都国立市谷保6249番地　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都国立市富士見台四丁目１番地の４　有限会社カノウ　代表取締役　加納敏男

①鵜飼不動産株式会社　②国土交通大臣(4)第7117号　③代表取締役　鵜飼隆司　④岐阜県岐阜市福光東二丁目８番５号　廃止した従たる事務所　岐阜県岐阜市薮田東一丁目６番８号　⑤500万円　⑥中部地方整備局長　⑦岐阜県岐阜市福光東二丁目８番５号　鵜飼不動産株式会社　代表取締役　鵜飼隆司

①空き家バンク京都株式会社　②京都府知事(1)第14950号　③代表取締役　鈴木一輝　④京都府京都市南区西九条寺ノ前町３番地　⑤500万円　⑥近畿地方整備局長　⑦京都府京都市南区西九条寺ノ前町３番地　空き家バンク京都株式会社　代表取締役　鈴木一輝

①株式会社ＦＤＳ　②国土交通大臣(2)9030　③代表取締役　福地隆史　④大阪市中央区徳井町２丁目４番８号　廃止した従たる事務所　東京都渋谷区恵比寿４丁目20番４号　⑤500万円　⑥近畿地方整備局長　⑦大阪市中央区徳井町２丁目４番８号　株式会社ＦＤＳ　代表取締役　福地隆史